

届出を要するまちづくり施設の種類

1 特定建築物

| 種 類 | 届出を要するもの |
|---|--|
| 学校 | 床面積の合計が 100 m ² を超えるもの 理髪店、美容院その他これに類するサービス業を営む店舗は床面積の合計が 30 m ² を超えるもの |
| 病院、診療所 | |
| 劇場、観覧場、映画館、演劇場 | |
| 集会場、公会堂 | |
| 展示場 | |
| 卸売市場、又は百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗 | |
| ホテル、旅館 | |
| 事務所 | |
| 共同住宅、寄宿舍又は下宿 | |
| 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | |
| 老人福祉センター等の社会福祉施設 | |
| 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、その他これらに類する運動施設又は遊技場 | |
| 博物館、美術館、図書館 | |
| 公衆浴場 | |
| 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | |
| 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | |
| 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの | |
| 工場 | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合のように供するもの | |
| 自動車の停留又は駐車のための施設 | |
| 公衆便所 | |
| 公共用歩廊 | |

2 路外駐車場

| 種 類 | 届出を要するもの |
|----------------------------|----------|
| 特定路外駐車場（特殊の装置のみを用いるものを除く。） | |

特定路外駐車場でない路外駐車場（特殊の装置のみを用いるもの及び特定建築物に該当するものを除く。）

駐車場法第 12 条の届出を要するもの（ ）

都市計画区域内における自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するもの。